

新潟の水道

新潟市水道局

お客さま
コールセンター

フリーダイヤル **0120-411-002**
(AM8:00~PM9:00 年中無休)

フリーダイヤルを
ご利用できない場合や
受付時間外のご連絡は

☎**025-266-9311**

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/index.html>

新潟市水道局

2023年7月 初版発行

目次

- はじめに 1
- 水道事業の経営のしくみ 2
- 新潟市の水源 3
- 水道施設と配水区域 4
- 水道水ができるまで 6
- 安定供給のために 8
- 事故・災害に備えて 10
- 水質管理 12
- お客さまサービス 14
- 広報・広聴 15
- 水道の管理区分 15
- 料金体系と簡単な計算例 16
- 新潟市水道のあゆみ 17



新潟市水道局
マスコットキャラクター
水太郎

水道の妖精らしいけど、正体は不明。水の中では自由に動けるし、空も飛べる。水道の話をしていると、どこからか現れる。水道が大好きで、とても詳しい。

はじめに

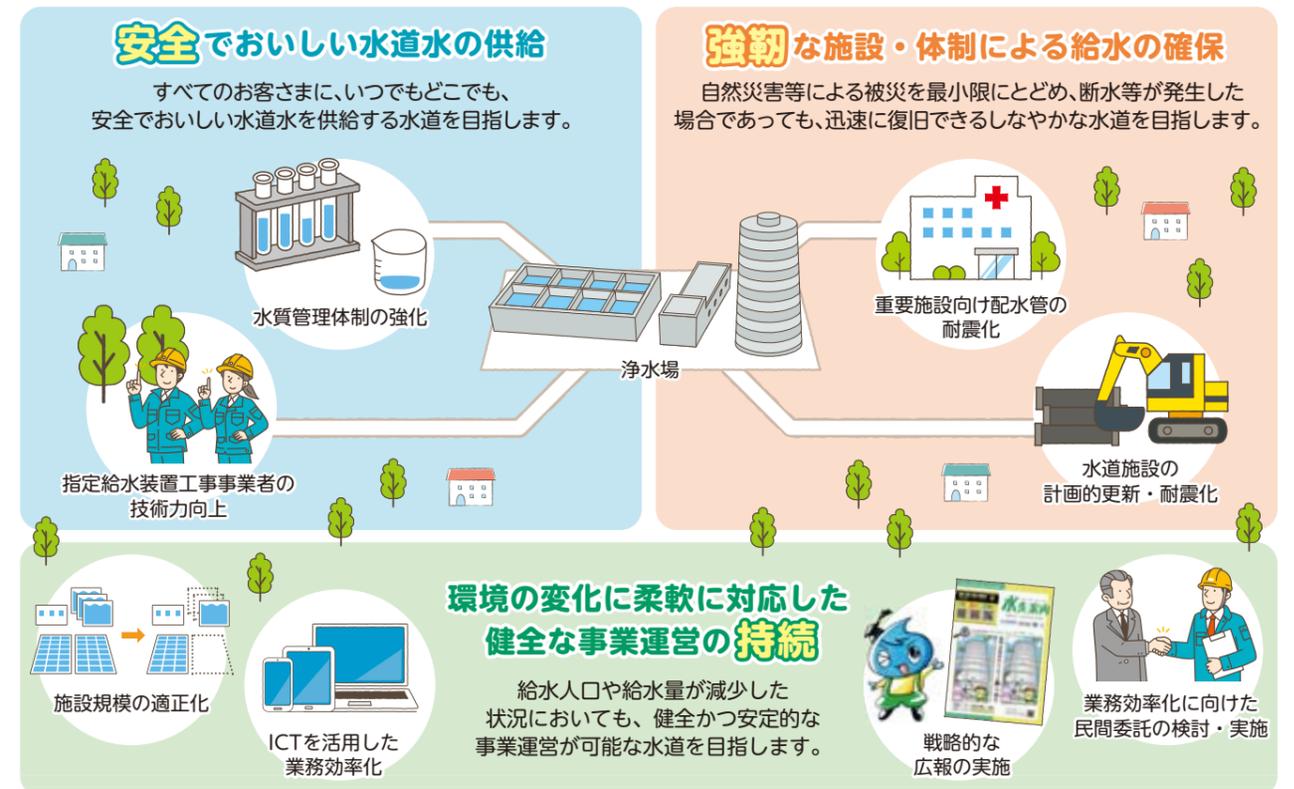
新潟市の水道は、明治43（1910）年、全国で19番目の近代水道として給水を開始しました。
 この間、市勢の発展や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、5回にわたる拡張事業や市町村合併を経て、給水普及率はほぼ100%に達し、新潟市民のライフラインとして、24時間、安全・安心な水道水をお届けしています。
 近年は、老朽化した水道管や浄水場等の施設・設備の更新需要が増大している一方、人口減少の進行や節水器具の普及などにより、水道使用量の減少傾向が続き、経営環境は厳しさを増しています。また、頻発する自然災害への対策など、多くの投資を必要とする様々な課題に直面しています。
 これらの諸課題に対応し、安定した事業運営をはかるため、水道局では、平成27年度から令和6年度の10年間を計画期間とした「新・新潟市水道事業中長期経営計画（新・マスタープラン）」を策定し、長期的な視点をもちつつ、計画的に取り組みを進めています。
 これからも効率的な業務執行に努めるとともに、安全でおいしい水道水を、安定してお届けすることにより、「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現に向けて、取り組んでいきます。

基本理念

「すべてのお客さまに信頼される水道」



目指す方向性



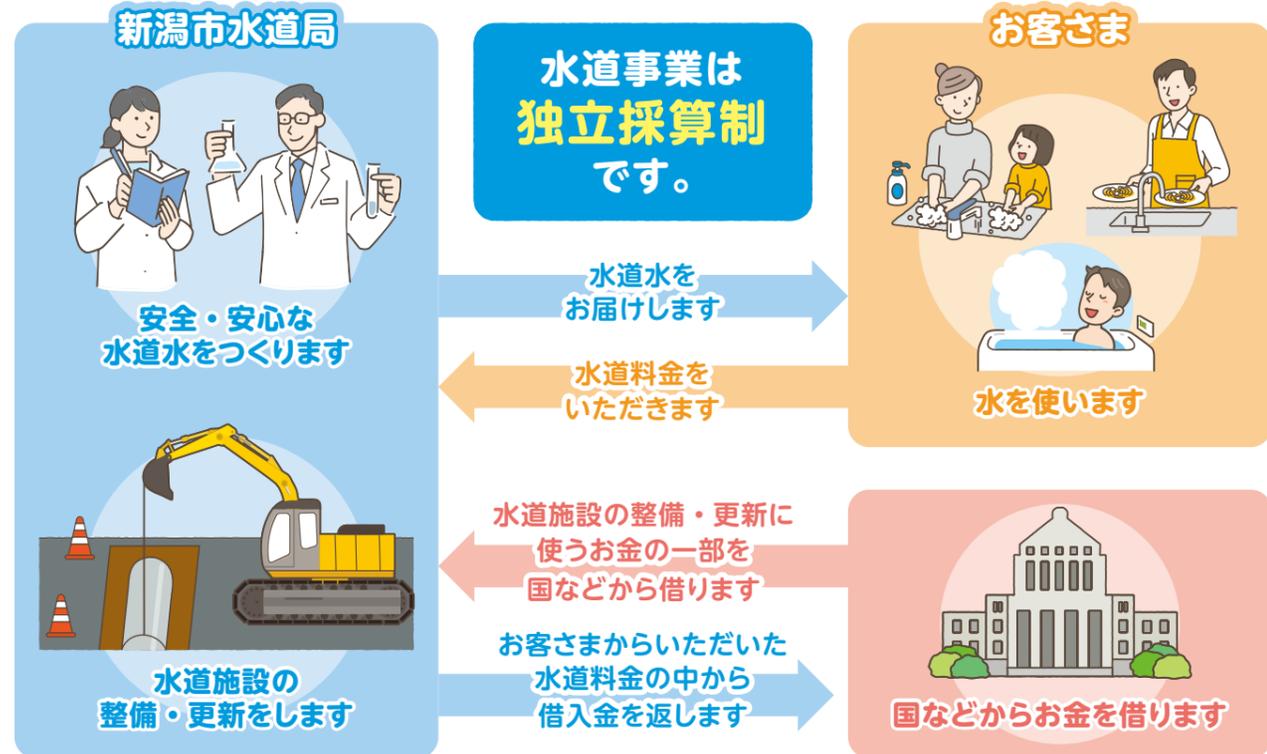
水道事業の経営のしくみ

健全で効率的な
経営に努めています

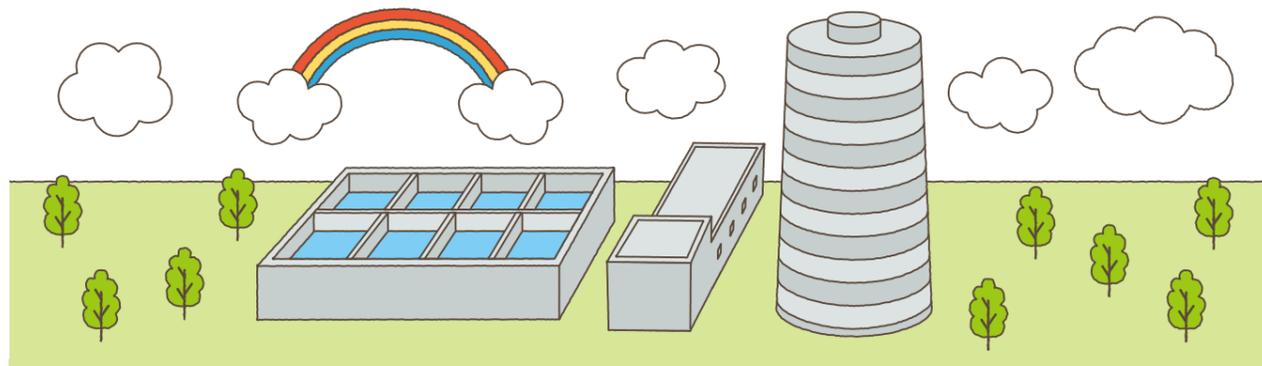
水道事業の目的は利潤の追求ではなく、すべてのお客様に、いつでもどこでも、安全でおいしい水道水を供給することです。

お客さまからいただいた
水道料金が主な財源です

安全・安心な水道水をお届けするための費用は
水道料金でまかっています。



お客さまへ安全・安心な水道水をお届けするための水道施設は
水道料金を財源として更新、維持管理を行っています。



新潟市の水源

水源流域図



水道施設と配水区域



① 青山浄水場



施設能力
105,000m³/日

昭和6年に通水を開始した浄水場で、信濃川表流水を水源としています。

西区と中央区の一部を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水、もしくは南山配水場、内野配水場に送水後配水を行っています。

② 信濃川浄水場



施設能力
80,000m³/日

平成17年に通水を開始した浄水場で、信濃川表流水を水源としています。

江南区、中央区、西区の一部を主な配水区域として、高架配水塔の自然流下により配水を行っています。

⑥ 巻浄水場

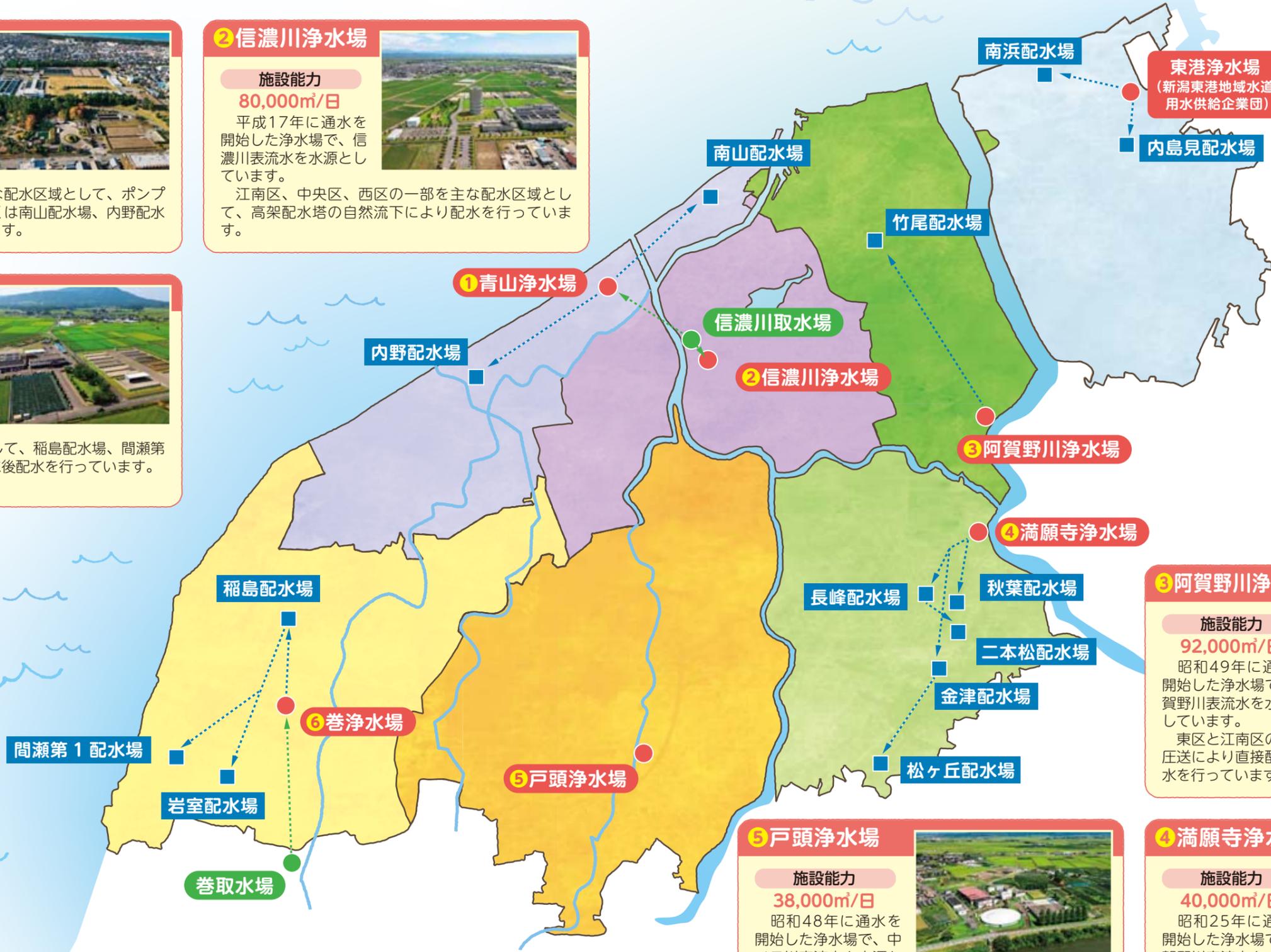


施設能力
27,000m³/日

昭和61年に通水を開始した浄水場で、西川表流水を水源としています。

西蒲区を主な配水区域として、稲島配水場、間瀬第1配水場、岩室配水場に送水後配水を行っています。

- : 取水場
- : 浄水場
- : 配水場



③ 阿賀野川浄水場



施設能力
92,000m³/日

昭和49年に通水を開始した浄水場で、阿賀野川表流水を水源としています。

東区と江南区の一部を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水、もしくは竹尾配水場に送水後配水を行っています。

⑤ 戸頭浄水場



施設能力
38,000m³/日

昭和48年に通水を開始した浄水場で、中ノ口川表流水を水源としています。

南区を主な配水区域として、ポンプ圧送により直接配水を行っています。

④ 満願寺浄水場



施設能力
40,000m³/日

昭和25年に通水を開始した浄水場で、阿賀野川表流水を水源としています。

秋葉区を主な配水区域として、秋葉配水場、長峰配水場、二本松配水場、金津配水場、松ヶ丘配水場に送水後配水を行っています。

水道水ができるまで

川から取り入れた水は、そのままでは飲み水として使えません。浄水場では、各施設で汚れを取り除くなどの浄水処理を行い、安全でおいしい水をつくっています。

浄水場とは“水道の水”をつくり出す工場なのです。

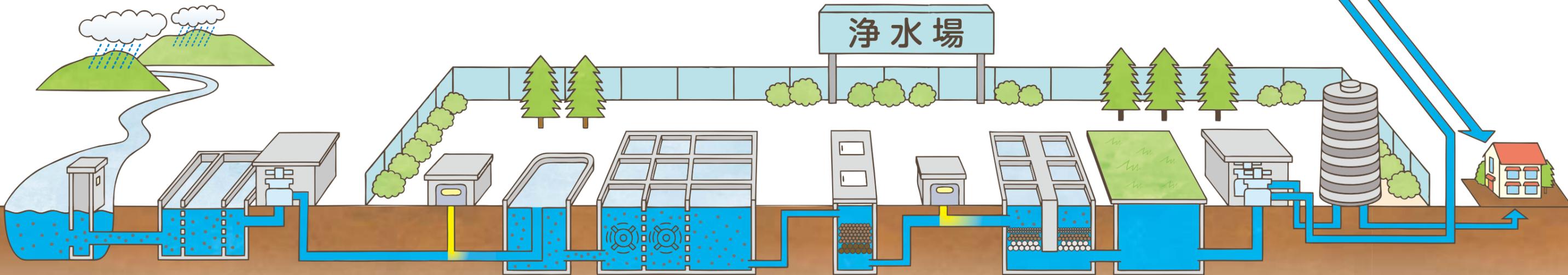


① 取水塔



⑪ 高架配水塔

⑫ 配水場
各家庭に給水します。高い場所にあるものもあります。



① 取水塔

川から水を取り入れます。

② 沈砂池

水に混じっている砂やゴミを取り除きます。

③ 薬品注入

薬品で小さなゴミを取りやすくします。

④ 着水井

取り入れた水の水位を調整します。

⑤ 沈澱池

薬品の働きによって小さなゴミを大きな固まりにして、底に沈めます。

⑥ 活性炭吸着池

活性炭の層により、水に溶けている臭いの元や有害な物質を取り除きます。

⑦ 塩素消毒

塩素を使って、細菌などを消毒します。

⑧ ろ過池

水を砂と砂利でこしてきれいにします。水道水ができあがります。

⑨ 配水池

できあがった水道水を貯めておく所です。

⑩ ポンプ場

ポンプで圧力をかけて、配水場や直接家庭などへ水道水を送り出します。

⑪ 高架配水塔

高い位置に水道水を貯めて自然流下で配水します。停電になっても配水することが可能です。



② 沈砂池



③ 薬品注入(薬品注入設備室)



⑤ 沈澱池



⑧ ろ過池



⑨ 配水池



⑩ ポンプ場

安定供給のために

浄水場の維持管理



運転管理

中央監視により、浄水処理工程や池の水位・流量などのデータを常時集中監視することで、水量・水質・薬品注入などを適切に管理します。また、各設備の異常発生時には警報で知らせ迅速な対応を行います。



定期点検

ポンプや受変電設備など浄水場の運営に不可欠な設備を適切に管理しています。日々の点検で異常があれば、修理などを行います。点検・保守管理を定期的に行うことで、設備の健全化に努めています。



水質工程管理

連続計器による水質監視や水質検査などにより、各浄水処理工程の水質をチェックしています。また、河川の高濁度や異常水質時でも、水質の変化に応じて適切に薬品量をコントロールできるよう、水質管理に努めています。



水道管の維持管理



漏水修理

水道管は地中の埋設状況や経年劣化で漏水が発生することがあります。漏水による周辺世帯の濁水や、道路の陥没などの被害を防ぐため、速やかに漏水修理を行っています。



漏水調査

漏水は水道局の損失だけでなく、水圧の低下や道路陥没など、市民生活に影響を及ぼします。定期的に漏水調査を行い、早期発見することで重大な被害の抑制に努めています。



定期点検

お客さまに安全な水道水を安定して供給するため、水道管の付属設備（仕切弁等）を定期的に点検し、有事の際に速やかに対応できるよう管理しています。



浄水場の整備・更新

電気・機械設備

電気・機械設備は、長時間の使用や経年劣化により機能や性能が徐々に損なわれます。故障が発生する前に設備の更新を行うことで設備機能の信頼性と安定性を確保しています。



土木構造物

配水池など土木構造物の老朽化に対しては、その状況に応じた改修が必要です。コンクリート補修や耐震補強などを行うことで構造物の機能維持を図っています。
写真：配水池内の劣化補修



整備前

整備後

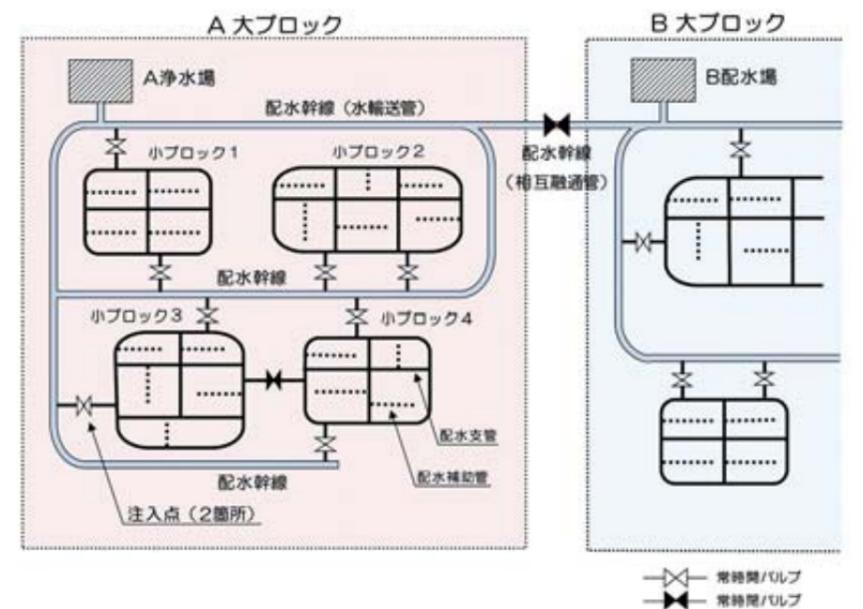
水道管の整備・更新

安定的かつ効果的な給水を確保するために浄水場間の相互連絡機能の強化や、老朽管の更新を、災害に強い耐震管により施行しています。



配水ブロックシステム

ブロックシステムは、災害時に断水地域を小さくできることや、ブロック単位での素早い復旧が可能なることから、注目されている配水管網システムです。新潟市においても配水ブロックシステムによる災害に強い管網を構築しています。



事故・災害に備えて

新潟市では、昭和39（1964）年の新潟地震によって水道施設に大きな被害を受けたことや、平成16（2004）年の中越地震、平成19（2007）年の中越沖地震、平成23（2011）年の東日本大震災などの地震に加え、近年頻発する台風や大雨などの風水害による被害を教訓とし、大規模な事故・災害に備えた対策に取り組んでいます。

浄水場・配水場では、水道管被害に伴う配水池の水道水流出を防ぐため、地震を感知すると自動的に弁を閉じる緊急遮断弁を設置するとともに、停電時に備え、安定給水を継続するための非常用発電設備を備えています。

これにより、震災時の拠点給水所としての役割を担う浄水場、配水場および小学校の校庭などに設置された飲料水兼用耐震性貯水槽において、市内全域で約11万立方メートルの飲料水が確保できる見込みとなっています。

また、水道管の破損事故などの危機事象に対する対応力の強化にも努めており、大口径の基幹管路の修繕にも即応できるよう、緊急資材センターに必要な資機材の備蓄を行っています。

このほか、仮設給水栓やキャンバス水槽などの応急給水用の資機材の備蓄、他の水道事業者、水道工事業者や民間事業者との協力体制の整備、各種災害対策マニュアルの策定、訓練の実施などにより万全の体制で事故・災害に備えています。

拠点給水所マップ

● 飲料水兼用耐震性貯水槽 ●：浄水場 ■：配水場

- ① 北区役所北出張所
- ② 大山台ホーム
- ③ 竹尾小学校
- ④ 水道局東庁舎
- ⑤ 旧湊小学校グラウンド
- ⑥ 旧万代長嶺小学校
- ⑦ 女池小学校
- ⑧ 江南区役所
- ⑨ 亀田公園
- ⑩ 水道局秋葉庁舎
- ⑪ 坂井輪中学校
- ⑫ 内野小学校
- ⑬ 坂井輪小学校
- ⑭ 黒埼地区総合体育館



災害時の協力体制

県内の災害時協力体制

より早い水道の復旧につなげるため、県内の事業者と協力体制を築いています。

応急給水 ・ 民間事業者 ・ 県内他都市 ・ 新潟市水道局OB (ボランティア)	応急復旧 ・ 新潟市管工事業協同組合等 ・ 県内他都市
燃料供給 ・ 民間事業者 (燃料供給パートナー) ・ 県内他都市	



県外の災害時協力体制

大規模な災害が発生した際に他都市と助け合う協定を結んでいます。遠方だと、同時に被災しにくいいため、応援が期待できます。

応急給水・応急復旧 (相互応援) ・ 仙台市・さいたま市・名古屋市 ・ 中部地方8県 (地図中塗色部)	燃料供給 (相互応援) ・ 仙台市・横浜市・静岡市 ・ 神戸市・岡山市 ・ 中部地方8県 (地図中塗色部)
--	---



緊急資材センター (信濃川浄水場)



応急給水用の資機材



応急復旧の訓練



給水車による応急給水

水質管理

安全でおいしい水をお届けするために

安心して飲める水道水をお届けするためには、水源からじゃ口にいるまでのきめ細やかな水質管理が必要です。本市では、青山浄水場構内に水質管理センターを設置し、高度な分析機器を充実させ、水質分析の専門的な知識を持った職員が水質管理を行っています。



水質管理センター

水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の取得

水道GLPは水質検査の精度と信頼性を公益社団法人日本水道協会が保証する制度です。水道GLPの認定には厳しい要件が課されているほか、認定後も4年ごとに更新審査をクリアする必要があります。本市では、平成18年4月の水道GLP取得後（全国で7番目）、継続して認定を維持しています。



水質検査の精度と信頼の証
水道GLP認定マーク



水道GLP認定証

流域事業者との連携

新潟県内の信濃川と阿賀野川流域の水道事業者で構成される『信濃川・阿賀野川両水系水質協議会』と連携し、共同調査や情報交換など、広域的な水源監視を行い、水質事故の影響を未然に防ぐよう努めています。



油流出防止チラシ



水質事故訓練への参加

水質に関する広報活動

水質管理に関する専門的知識を持った職員が、水道水の安全性を積極的に広報することで、お客さまに信頼される水道を目指します。また、広報の一環として水質管理センターのロビーでは、本市水道の草創期にフォーカスをあてたパネルや展示品により、本市における『水道のはじまり』を伝えています。

水道水のおいしさを伝える『きき水』体験や、『凝集ろ過実験』などの体験型の広報も充実させています。『凝集ろ過実験』は、濁った水に実際に浄水場で使われている薬品を添加して、濁りを除去する過程を体験できる実験です。自分の手を使って浄水処理の工程を体験することによって、水づくりの仕組みを理解し、水道に対する関心を持ってもらうことを目的に行っています。



凝集ろ過実験



出前授業



水質管理のための水質試験



理化学試験

pHなどの一般性状項目の検査をします。



機器分析

微量化学物質を測定します。



細菌検査

河川水の細菌数や、水道水の消毒効果の確認をします。



臭気試験

臭いの種類や強さを人の嗅覚で確認します。

お客さまサービス

お客さまコールセンター 電話受付サービス

お客さまと水道局を結ぶ窓口として、お客さまコールセンターを設置しています。

コールセンターでは、専門のスタッフが年中無休で午前8時から午後9時までの間、使用開始や中止などの各種お届けやお問い合わせに対応しています。



お客さまコールセンター

多様なお支払い方法 コンビニ支払い・スマホ決済・口座振替・毎月振替

お客さまサービスの向上のため、多様なお支払い方法を導入しています。

口座振替のほかに、コンビニエンスストアでのお支払いやスマートフォン決済もご利用いただけます。

また、口座振替をご利用されているお客さまは、2カ月分の料金を2回に分けてお支払いできる、毎月振替もご利用いただけます。

毎月振替について

口座振替でお支払いされているお客さまは、ご希望により毎月振替がご利用いただけます。検針は2カ月に1度のみ、料金は半分ずつ、毎月ご指定の口座から引き落としします。

2カ月分の請求額

11,088円

毎月振替 = 半分ずつ2回に分けて振替

5,544円

5,544円

※金額例は、メーター口径13mm、使用水量40m³の水道料金と下水道使用料の合計金額です。
※毎月振替の金額は、端数調整により差が生じる場合があります。



断水などの情報提供

水道工事などに伴う断水・濁水の情報
事故などによる緊急的な断水・濁水・減水の情報

断水、濁水、減水情報など、お客さまリアルタイムな情報を提供するコンテンツを水道局ホームページに掲載しています。



広報・広聴

水道事業の運営にあたっては、お客さまのご理解とご協力が欠かせません。時代とともに変化していくお客さまのニーズを幅広く、的確に把握し、双方向での情報伝達を推進していくため、広報・広聴を充実させています。

広報紙「水先案内」

水道局広報紙「水先案内」（年4回発行）は、水道メーターの検針票と一緒にお届けしています。また、水道局・市役所・各区役所・各出張所などにも置いてあります。



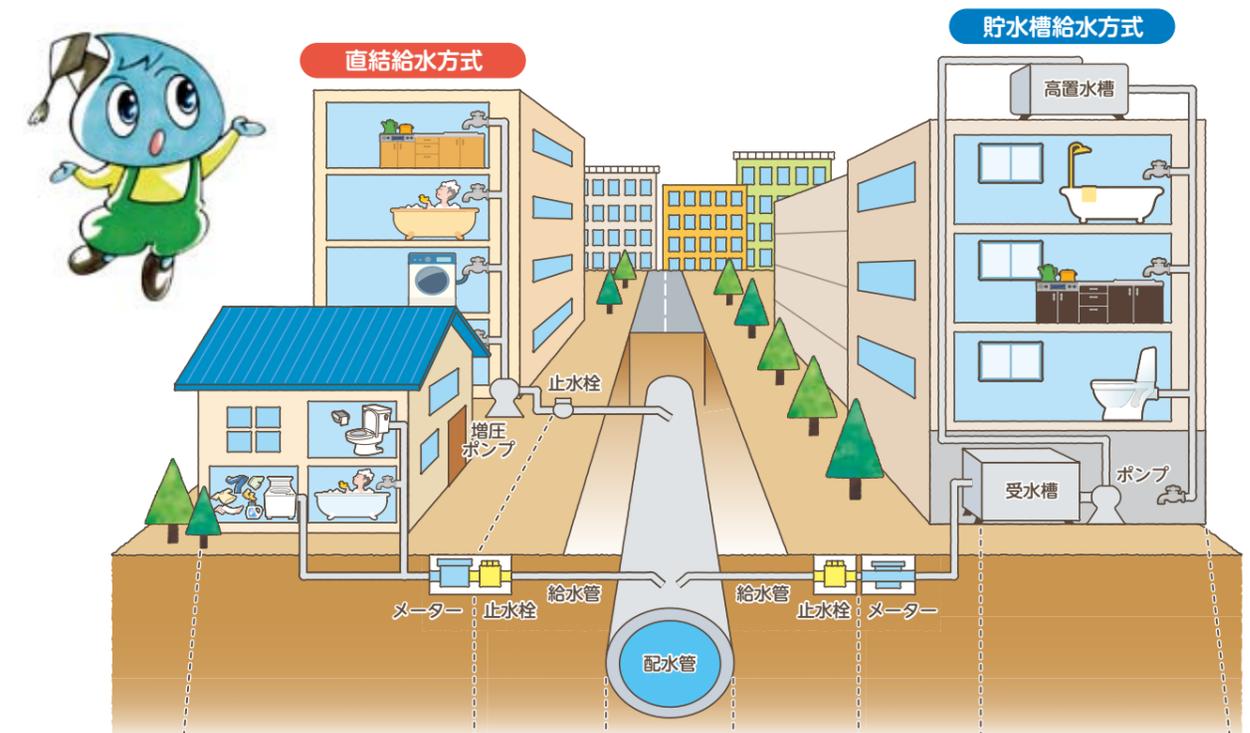
水道出張授業

小学4年生を対象とした出張授業を行っています。授業を通して水道水の大切さなどをPRしています。



水道の管理区分

配水管から分岐してご家庭まで水を送る給水管、止水栓、水道メーター、じゃ口などを「給水装置」と呼びます。貯水槽給水方式で給水している建物では、受水槽に入るまでが給水装置です。水道局でお貸ししている水道メーターを除き、給水装置はお客さまの財産ですので、適切に管理していただく必要があります。



呼び名	給水装置	配水管	給水装置	貯水槽水道
水質の管理	水道局の管理			お客さま（設置者）の管理
維持管理	お客さま（所有者）の管理	水道局の管理	お客さま（所有者）の管理	

料金体系と簡単な計算例

水道料金表



一般家庭では2カ月ごとに検針を行い、使用水量に応じた水道料金をいただいています。
また、下水道処理地域内のお客さまからは、下水道使用料を同時にいただいています。

一般用 水道料金表（1カ月分）

メーター口径	基本料金	従量料金 水量単位：立方メートル					
		10まで	11～30	31～50	51～100	101～300	301以上
13 mm	880円	1立方メートルにつき 37円	1立方メートルにつき 102円	1立方メートルにつき 109円	1立方メートルにつき 127円	1立方メートルにつき 147円	1立方メートルにつき 172円
16 mm	1,120円						
20 mm	2,090円	1立方メートルにつき 89円	1立方メートルにつき 102円	1立方メートルにつき 109円	1立方メートルにつき 127円	1立方メートルにつき 147円	1立方メートルにつき 172円
25 mm	3,240円						
30 mm	4,680円						
40 mm	7,910円						
50 mm	12,860円						
75 mm	28,900円						
100 mm	51,300円						
150 mm	116,200円						
200 mm	208,200円						

水道料金は、「基本料金」と「従量料金」の合計額に消費税相当額が加算されます。

平成13年4月1日改定

一般家庭における水道料金の計算例

2カ月検針における基本料金の換算表

メーター口径	基本料金	メーター口径	基本料金	(例)メーター口径13mm、2カ月間で40立方メートル使用した場合	
13 mm	1,760円	50 mm	25,720円	基本料金	1,760円(1)
16 mm	2,240円	75 mm	57,800円		
20 mm	4,180円	100 mm	102,600円	従量料金	使用水量40立方メートルの内、20立方メートルまでの従量料金は… 20立方メートルまでの単価は37円 よって、37(円)×20(立方メートル)=740(円)(2)
25 mm	6,480円	150 mm	232,400円		
30 mm	9,360円	200 mm	416,400円		
40 mm	15,820円				

2カ月検針における従量料金の換算表

水量(単位：立方メートル)	1立方メートル当りの単価	合計
20まで(メーター口径13mm、16mmの場合)	37円	上記(1)、(2)、(3)を足し合わせ、消費税を加える。 (1,760(円)+740(円)+2,040(円))×1.10 =4,994円
20まで(上記メーター口径以外の場合)	89円	
21から60まで	102円	
61から100まで	109円	
101から200まで	127円	
201から600まで	147円	
601以上	172円	



メーター検針の様子



新潟市水道のあゆみ

年号(西暦)	内容	年号(西暦)	内容	年号(西暦)	内容
明治 27年(1894)	内務省技師バルトン水道布設調査	昭和 44年(1969)	8月 関屋新庁舎完成	平成 12年(2000)	6月 (仮称)信濃川浄水場建設事業着手
32年(1899)	内務省技師中島鋭治水道布設調査	3月 東営業所完成	13年(2001)	1月 黒崎町を給水区域に編入	
33年(1900)	6月 会津亦質らの建議を受け、上水道布設調査委員会設置	7月 信濃川取水場工事完了	4月 料金改定		
34年(1901)	10月 内務省技師土田鉄雄、県技師加藤与之吉に水道布設調査・設計を委託	45年(1970)	3月 4拡青山浄水場1期工事完了	10月 直結増圧給水方式導入	
39年(1906)	6月 市長吉田良治水道布設を申請	8月 日本海タワー完成	14年(2002)	3月 黒崎浄水場廃止	
40年(1907)	6月 横浜市より技師三田善太郎を工事長に招へい	8月 信濃川水系水質保全連絡協議会設立	4月 水道管路施設GISシステム導入		
41年(1908)	12月 水道布設認可、国・県の補助決定	11月 阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立	15年(2003)	4月 設計積算CADシステム導入	
43年(1910)	6月 給水規則制定	46年(1971)	4月 北部水道通水	8月 給水台帳ファイリングシステム導入	
43年(1910)	10月 水道通水	8月 業務部・技術部の二部制に移行	16年(2004)	10月 新潟県中越地震、応援隊派遣	
43年(1910)	11月 市役所第5課(水道課)設置	9月 青山水道遊園開園	17年(2005)	3月 新潟市と、新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、月潟村、中之口村、潟東村、味方村が合併	
大正 2年(1913)	5月 給水規則廃止、水道使用条例施行	47年(1972)	6月 4拡青山浄水場2期工事完了	10月 信濃川浄水場通水	
10年(1921)	7月 放任給水制廃止、全戸計量制実施	48年(1973)	3月 北部水道事業完了	10月 新潟市と巻町が合併	
11年(1922)	4月 水道拡張調査会設置	8月 信濃川に海水遡上	10月 鳥屋野浄水場廃止	10月 鳥屋野浄水場廃止	
12年(1923)	5月 沼垂地区で応急特別共用給水を開始	9月 料金改定(逓増制、加入金実施)	18年(2006)	4月 水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定取得	
2年(1927)	6月 大河津分水せき破損、信濃川減水で海水遡上	10年(1924)	3月 北部水道第1回拡張事業完了	3月 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定	
3年(1928)	3月 第1回拡張事業認可(7月着手)	4月 料金改定	51年(1976)	5月 料金改定(口径別体系移行)	
4月 水道拡張部設置	52年(1977)	1月 料金集金制廃止(口座制・納付制)	4月 政令指定都市へ移行		
5月 料金改定	11月 阿賀野川浄水場完成	53年(1978)	3月 第4回拡張事業完了	4月 事業所・営業所統合(2事業所・2営業所体制へ)	
6年(1931)	9月 第1回拡張事業完了	8月 阿賀野川取水場海水遡上	54年(1979)	9月 新潟市水道事業変更認可(北部水道事業統合)	
10月 沼垂地区各戸給水開始	10月 水質管理センター完成	7年(1932)	7月 塩素消毒開始	10月 南浜地区拡張事業着手	
12月 市営船舶給水開始	11月 南浜地区拡張事業着手	8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失	5月 料金収納業務にコンピュータ導入	
7年(1932)	7月 塩素消毒開始	10年(1935)	4月 料金改定、特別会計移行	56年(1981)	4月 南浜地区に給水開始
8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失	11年(1936)	4月 塩素常時注入実施	57年(1982)	3月 新潟市水道事業変更認可(黒崎町北場の一部を給水区域に編入)
10年(1935)	4月 料金改定、特別会計移行	12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入	3月 南浜地区拡張事業完了	
11年(1936)	4月 塩素常時注入実施	15年(1940)	日本軽金属工場(鳥屋野村)へ給水	4月 料金改定	
12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入	20年(1945)	10月 料金改定	58年(1983)	4月 下水道使用料同時徴収開始
20年(1945)	10月 料金改定	21年(1946)	4月 料金改定	11月 東庁舎完成	
21年(1946)	4月 料金改定	22年(1947)	4月 料金改定	59年(1984)	2月 大寒波襲来
22年(1947)	4月 料金改定	23年(1948)	1・7・10月 連続料金改定	60年(1985)	11月 新潟市水道事業変更認可(計画目標年次の繰延べと新田地区拡張事業)
23年(1948)	5月 給水制限を実施	5月 給水制限を実施	7月 第2回拡張事業認可、着手	11月 新田地区拡張事業着手	
24年(1949)	7月 料金改定	24年(1949)	7月 料金改定	61年(1986)	3月 新田地区拡張事業完了(4月給水開始)
26年(1951)	3月 第2回拡張事業完了	26年(1951)	3月 第2回拡張事業完了	63年(1988)	4月 料金改定
27年(1952)	3月 水道課川岸町新庁舎へ移転	4月 料金改定	27年(1952)	3月 水道課川岸町新庁舎へ移転	
28年(1953)	1月 企業会計制度実施	4月 料金改定	4月 料金改定	4月 料金改定	
29年(1954)	4月 料金改定	10月 水道局発足	28年(1953)	1月 企業会計制度実施	
30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手	29年(1954)	4月 料金改定	29年(1954)	4月 料金改定
31年(1956)	4月 料金改定	30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手	30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手
32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水	31年(1956)	4月 料金改定	31年(1956)	4月 料金改定
33年(1958)	9月 水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行	4月 公認業者制度実施	32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水	
38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)	32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水	33年(1958)	9月 水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行
3月 第3回拡張事業完了	39年(1964)	6月 新潟地震、全市断水	38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)	
10月 料金改定	6月 新潟地震、全市断水	7月 西新潟応急復旧完了	3月 第3回拡張事業完了	3月 第3回拡張事業完了	
39年(1964)	3月 青山浄水所増補改良事業完了	7月 東新潟応急復旧完了	10月 料金改定	10月 料金改定	
6月 新潟地震、全市断水	6月 新潟地震、全市断水	11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	3月 青山浄水所増補改良事業完了	39年(1964)	3月 青山浄水所増補改良事業完了
7月 西新潟応急復旧完了	7月 西新潟応急復旧完了	42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了	6月 新潟地震、全市断水	
7月 東新潟応急復旧完了	7月 東新潟応急復旧完了	6月 料金業務電算化	41年(1966)	3月 地震復旧完了	
11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	43年(1968)	4月 料金改定	42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了
41年(1966)	3月 地震復旧完了	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	41年(1966)	3月 地震復旧完了	
42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了	
6月 料金業務電算化	6月 料金業務電算化	5月 4拡南山配水場通水	6月 料金業務電算化	6月 料金業務電算化	
43年(1968)	4月 料金改定	5月 4拡南山配水場通水	43年(1968)	4月 料金改定	
5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)		5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	
昭和 2年(1913)	5月 給水規則廃止、水道使用条例施行				
10年(1921)	7月 放任給水制廃止、全戸計量制実施				
11年(1922)	4月 水道拡張調査会設置				
12年(1923)	5月 沼垂地区で応急特別共用給水を開始				
2年(1927)	6月 大河津分水せき破損、信濃川減水で海水遡上				
3年(1928)	3月 第1回拡張事業認可(7月着手)				
4月 水道拡張部設置	4月 水道拡張部設置				
5月 料金改定	5月 料金改定				
6年(1931)	9月 第1回拡張事業完了				
10月 沼垂地区各戸給水開始	10月 沼垂地区各戸給水開始				
12月 市営船舶給水開始	12月 市営船舶給水開始				
7年(1932)	7月 塩素消毒開始				
8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失				
10年(1935)	4月 料金改定、特別会計移行				
11年(1936)	4月 塩素常時注入実施				
12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入				
20年(1945)	10月 料金改定				
21年(1946)	4月 料金改定				
22年(1947)	4月 料金改定				
23年(1948)	1・7・10月 連続料金改定				
5月 給水制限を実施	5月 給水制限を実施				
7月 第2回拡張事業認可、着手	7月 第2回拡張事業認可、着手				
24年(1949)	7月 料金改定				
26年(1951)	3月 第2回拡張事業完了				
27年(1952)	3月 水道課川岸町新庁舎へ移転				
28年(1953)	1月 企業会計制度実施				
29年(1954)	4月 料金改定				
30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手				
31年(1956)	4月 料金改定				
32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水				
33年(1958)	9月 水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行				
38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)				
3月 第3回拡張事業完了	3月 第3回拡張事業完了				
10月 料金改定	10月 料金改定				
39年(1964)	3月 青山浄水所増補改良事業完了				
6月 新潟地震、全市断水	6月 新潟地震、全市断水				
7月 西新潟応急復旧完了	7月 西新潟応急復旧完了				
7月 東新潟応急復旧完了	7月 東新潟応急復旧完了				
11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	11月 全市応急復旧(各戸給水)完了				
41年(1966)	3月 地震復旧完了				
42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了				
6月 料金業務電算化	6月 料金業務電算化				
43年(1968)	4月 料金改定				
5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)				
昭和 2年(1913)	5月 給水規則廃止、水道使用条例施行				
10年(1921)	7月 放任給水制廃止、全戸計量制実施				
11年(1922)	4月 水道拡張調査会設置				
12年(1923)	5月 沼垂地区で応急特別共用給水を開始				
2年(1927)	6月 大河津分水せき破損、信濃川減水で海水遡上				
3年(1928)	3月 第1回拡張事業認可(7月着手)				
4月 水道拡張部設置	4月 水道拡張部設置				
5月 料金改定	5月 料金改定				
6年(1931)	9月 第1回拡張事業完了				
10月 沼垂地区各戸給水開始	10月 沼垂地区各戸給水開始				
12月 市営船舶給水開始	12月 市営船舶給水開始				
7年(1932)	7月 塩素消毒開始				
8年(1933)	6月 市役所水道課より出火、庁舎焼失				
10年(1935)	4月 料金改定、特別会計移行				
11年(1936)	4月 塩素常時注入実施				
12年(1937)	1月 鳥屋野村、石山村の一部を給水区域に編入				
20年(1945)	10月 料金改定				
21年(1946)	4月 料金改定				
22年(1947)	4月 料金改定				
23年(1948)	1・7・10月 連続料金改定				
5月 給水制限を実施	5月 給水制限を実施				
7月 第2回拡張事業認可、着手	7月 第2回拡張事業認可、着手				
24年(1949)	7月 料金改定				
26年(1951)	3月 第2回拡張事業完了				
27年(1952)	3月 水道課川岸町新庁舎へ移転				
28年(1953)	1月 企業会計制度実施				
29年(1954)	4月 料金改定				
30年(1955)	7月 第3回拡張事業認可、着手				
31年(1956)	4月 料金改定				
32年(1957)	7月 鳥屋野浄水所一部通水				
33年(1958)	9月 水道使用条例廃止、新潟市給水条例施行				
38年(1963)	2月 第4回拡張事業認可(4月着手)				
3月 第3回拡張事業完了	3月 第3回拡張事業完了				
10月 料金改定	10月 料金改定				
39年(1964)	3月 青山浄水所増補改良事業完了				
6月 新潟地震、全市断水	6月 新潟地震、全市断水				
7月 西新潟応急復旧完了	7月 西新潟応急復旧完了				
7月 東新潟応急復旧完了	7月 東新潟応急復旧完了				
11月 全市応急復旧(各戸給水)完了	11月 全市応急復旧(各戸給水)完了				
41年(1966)	3月 地震復旧完了				
42年(1967)	3月 4拡鳥屋野浄水所工事完了				
6月 料金業務電算化	6月 料金業務電算化				
43年(1968)	4月 料金改定				
5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)	5月 信濃川取水場一部通水(鳥屋野浄水場向け)				
昭和 2年(1913)	5月 給水規則廃止、水道使用条例施行				
10年(1921)	7月 放任給水制廃止、全戸計量制実施				
11年(1922)	4月 水道拡張調査会設置				
12年(1923)	5月 沼垂地区で応急特別共用給水を開始				
2年(1927)	6月 大河津分水せき破損、信濃川減水で海水遡上				
3年(1928)	3月 第1回拡張事業認可(7月着手)				
4月 水道拡張部設置	4月 水道拡張部設置				
5月 料金改定	5月 料金改定				
6年(1931)	9月 第1回拡張事業完了				